（資産の部の区分）

第十二条　［略］

２　［略］

３　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～ヌ　略］

二　次に掲げる資産　有形固定資産

［イ～ヘ　略］

ト　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びチに掲げるものである場合に限る。）

チ　［略］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ　略］

ロ　使用権資産（リースの対象となる資産がイ及びハに掲げるものである場合に限る。）

ハ　［略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

ヘ　使用権資産（リースの対象となる資産がト及びチに掲げるものである場合に限る。）

ト・チ　［略］

五　［略］

（負債の部の区分）

第十九条　［略］

２　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ホ　略］

ヘ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ト・チ　［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ハ　略］

ニ　リース負債のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

（資産の部の区分）

第十二条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ～チ　［同上］

二　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

ト　［同上］

三　［同上］

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ　［同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ・ホ　［同上］

五　［同上］

（負債の部の区分）

第十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

［号の細分を加える。］

ヘ・ト　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］